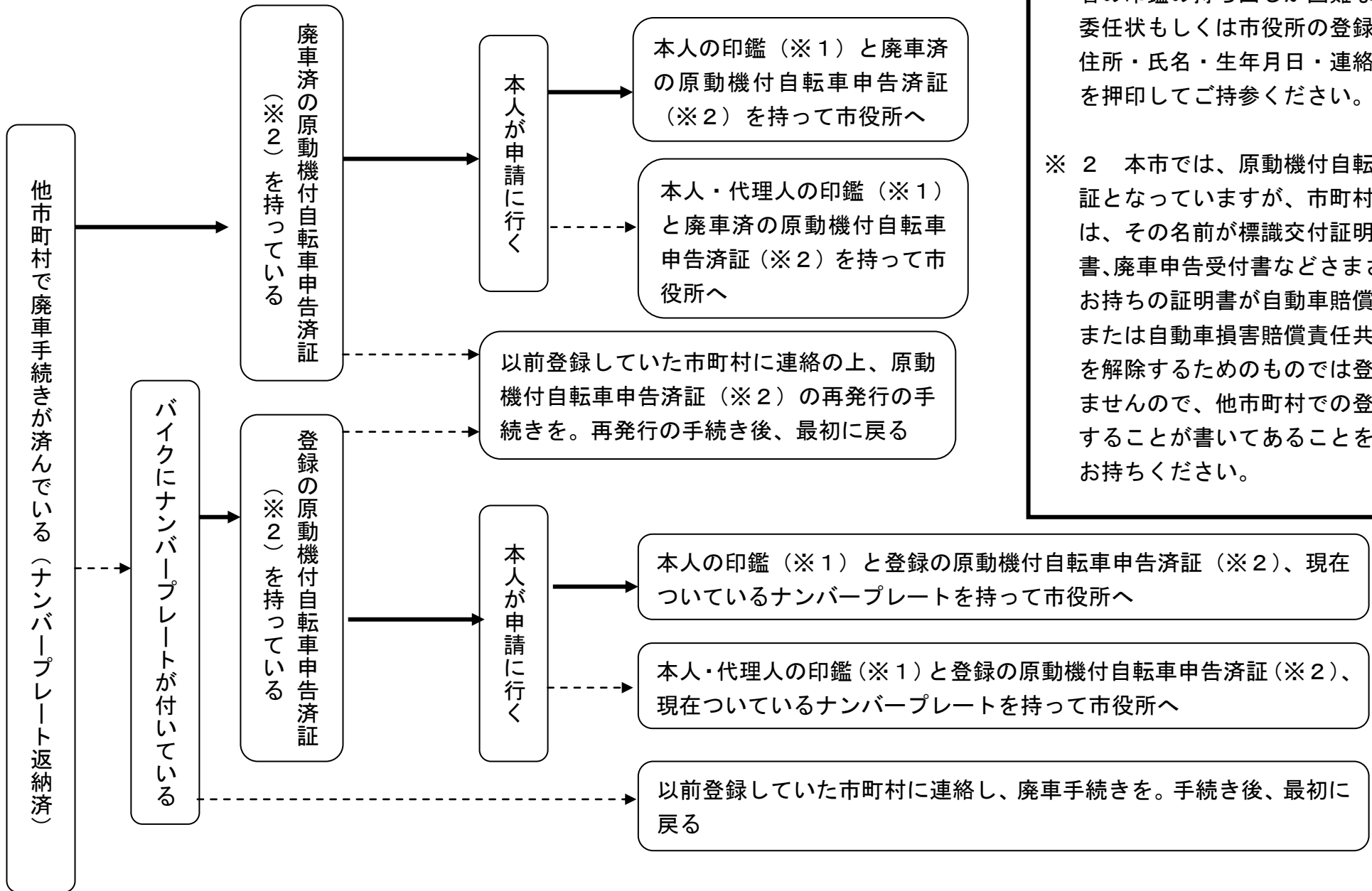


● 本市に転入してきた場合（イエス→、ノー -->）



※ 1 印鑑は認印で結構ですが、シャチハタは避けてください。本人・旧所有者の印鑑の持ち出しが困難な場合は、委任状もしくは市役所の登録申請書に住所・氏名・生年月日・連絡先・印鑑を押印してご持参ください。

※ 2 本市では、原動機付自転車申告済証となっていますが、市町村によっては、その名前が標識交付証明書や登録書、廃車申告受付書などさまざまです。お持ちの証明書が自動車賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済の契約を解除するためのものでは登録ができませんので、他市町村での登録に使用することが書いてあることを確認してお持ちください。